

第7回東村山市農業委員会

総会議事録

令和元年7月

第7回東村山市農業委員会総会議事録

令和元年7月25日（木）午後1時30分、第7回東村山市農業委員会総会が市役所本庁舎6階第602会議室において招集された。

1. 出席委員

1番委員	江藤 保久	2番委員	肥沼 和夫
3番委員	町田 茂樹	4番委員	増田 勝義
5番委員	水木 一江	6番委員	久野 一彦
7番委員	近藤 進	8番委員	浅見 伊佐雄
9番委員	小山 定昭	10番委員	金子 邦雄
11番委員	鈴木 八百造	12番委員	比留間 富治
13番委員	小俣 寛一	14番委員	小山 俊雄

2. 事務局

事務局長	篠宮 雅登	課長補佐	高橋 正実
主任	小澤 俊介	書記	田中 あけみ

令和元年 第7回農業委員会総会

議長 みなさん、こんにちは。

長々と雨が続いて、農地にも障害が出ている所も有るよう
ございます。みなさまには、大変な中お集まりいただき、あり
がとうございます。

それでは只今より、第7回農業委員会総会を開催します。
本日の署名委員は、1番江藤委員と3番町田委員です。
それでは審議に入りたいと思います。

議案第7-1号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付
について事務局より説明をお願いします。

事務局 では、議案第7-1号相続税の納税猶予に関する適格者証明の
交付について、2件説明いたします。

まず1件目、届出人兼相続人は東久留米市■■■■■■■■、
■■■■■■、生年月日は昭和■■年■■月■■日。被相続人は東久留米
市■■■■■■■■■■、■■■■■■。相続開始年月日は平成30年1
1月17日。被相続人の耕地農地は5,571㎡。特例を受ける
農地は東村山市■■■■■■■■■■で873㎡、小計873㎡。
同じく、■■■■■■■■で1,603㎡、■■■■■■■■で2,23
4㎡、■■■■■■■■■■で861㎡、小計4,698㎡、合計5,
571㎡です。令和元年7月12日に久野委員と小山委員に現地
調査していただきました。

続きまして2件目、届出人兼相続人は東村山市■■■■■■■■■■
■■、■■■■、生年月日は昭和■■年■■月■■日。被相続人は
東村山市■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■。相続開始年月日は平成
30年9月21日。被相続人の耕地農地は547㎡。特例を受け
る農地は東村山市■■■■■■■■■■■■■■■■で547㎡です。令和元
年7月23日に久野委員と小山委員に現地調査していただきまし
た。

議 長 ありがとうございます。この件について、ご質問・ご意見等がありますでしょうか。

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議 長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

 ■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

 相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

 つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

 また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

 何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■■氏 はい、わかりました。

— 適格者証明交付、■■■■氏退室 —

— ■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員会への届出が必要です。

なお、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行後は、農地の貸借等ができるようになるなど状況が変わりますので、何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■■氏 はい、わかりました。

— 適格者証明交付、■■■■氏退室 —

議 長 議案第7-2号生産緑地買い取り申出に伴う農業の主たる従事者証明について事務局より説明をお願いします。

以上です。

議 長 何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

～質問等無しの声あり～

議 長 続きまして農業委員会諸報告を事務局よりお願いします。

事務局 それでは農業委員会諸報告及び連絡事項に入らせて頂きます。

6月総会以降の会議等の報告、及び7月総会以降の会議等の予定につきまして報告致します。

－事務局より報告－

議 長 諸報告について何かご質問等はございますか。

無いようですので、以上をもちまして令和元年第7回東村山市農業委員会総会を終了いたします。

午後2時25分終了

上記顛末を記し、相違無いことを証明するために、ここに署名捺印する。

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩